

秋田県の情報公開

《平成24年度 実施状況報告書》

秋 田 県

目 次

ページ

情報公開制度

情報公開制度の利用状況

1	請求・公開等の状況 -----	1
2	実施機関別公開等の状況 -----	2
3	非公開の理由別件数 -----	3
4	不服申立ての状況 -----	4
5	情報公開審査会の運営状況 -----	6
6	情報提供等の状況 -----	7
7	これまでの取り組み状況 -----	8

【情報公開制度の利用状況】

「開かれた県政」の推進を目指して、昭和62年10月1日に秋田県公文書公開条例（平成10年10月9日条例第38号により秋田県情報公開条例に改正）が施行されましたが、制度発足からの利用状況は次のとおりです。

1 請求・公開等の状況

制度発足時からこれまでに公開請求に基づいて公開等をした文書件数は633,366件で、このうち公開が351,992件、部分公開が276,280件、非公開としたものが5,094件で、公開率は約99.2%となっています。

平成24年度は11,968件と、前年比で約11.6%増加しています。

(単位：件)

年 度	H17まで	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
件 数	6,687	799	782	952	1,105	1,421	1,799	2,126	15,671
取り下げ件数	324	47	35	67	29	55	86	78	721
請求対象の文書全てが不存在の件数	264	49	19	46	65	45	43	42	573
請求却下	14	5	1	—	1	—	—	—	21
公開等実施件数	6,085	698	727	839	1,010	1,321	1,670	2,006	14,356
件 数	553,085	15,883	14,610	9,097	9,602	8,393	10,728	11,968	633,366
公開	289,818	14,906	7,820	7,072	7,418	7,333	8,418	9,207	351,992
部分公開	260,633	815	6,504	1,267	1,723	774	2,065	2,499	276,280
非公開	2,634	162	286	758	461	286	245	262	5,094

(注)

1 請求件数について

平成15年度までは、各年度内に公開等を決定した請求の件数（当該年度に公開請求がなされ、公開等の決定が翌年度に行われたものは、翌年度の請求件数としている。）ですが、平成16年度からは、当該年度に請求のあった件数としています。

$$2 \text{ 公開率} = \frac{\text{公開件数} + \text{部分公開件数}}{\text{決定件数 (公開件数} + \text{部分公開件数} + \text{非公開件数)}} \times 100$$

3 平成13年度から「文書不存在」「存否応答拒否」は、「非公開」に分類しています。

2 実施機関別公開等の状況

これまでの公開等の状況を見ると、知事が551,354件で、全体の87%を占めています。

知事以外では、教育委員会が55,890件（全体の8.8%）となっており、知事と教育委員会で約96%とその大部分を占めています。

（単位：件）

年 度	H17まで	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
知 事	480,819	14,792	12,741	6,833	8,646	7,714	8,955	10,854	551,354
議 会	1,141	31	4	2	4	253	1,103	13	2,551
教 育 委 員 会	52,899	802	259	1,013	290	164	178	285	55,890
選 挙 管 理 委 員 会	164	148	1,562	1,004	411	140	213	13	3,655
人 事 委 員 会	1,725	11	0	3	0	2	0	0	1,741
監 査 委 員	8,383	15	0	0	0	2	46	6	8,452
公 安 委 員 会	2	0	0	1	0	0	2	0	5
警 察 本 部 長	925	84	44	241	251	118	226	796	2,685
労 働 委 員 会	2,370	0	0	0	0	0	0	0	2,370
収 用 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	5	0	0	0	0	0	0	0	5
公 営 企 業 管 理 者	4,641	-	-	-	-	-	-	-	4,641
地 方 独 立 行 政 法 人	9	0	0	0	0	0	5	1	15
合 計	553,085	15,883	14,610	9,097	9,602	8,393	10,728	11,968	633,366

- （注） 1 件数は公開、部分公開及び非公開の合計です。
 2 地方労働委員会は平成17年1月から労働委員会に名称を変更しています。
 3 公営企業管理者は平成18年3月末で廃止されました。

3 非公開の理由別件数

情報公開制度は公開が原則ですが、実施機関が無制限にすべての行政文書を公開した場合には、それにより個人又は法人等の権利や利益、あるいは公益を害することも予想されることから、原則公開の例外として実施機関が非公開とする根拠を定めるとともに、その判断基準として、非公開とすることができる行政文書の範囲を定めています（情報公開条例第6条）。この規定に基づき、非公開（部分公開を含む。）とした理由及び件数は次のとおりです。

(単位：件)

非公開理由	H19まで	H20	H21	H22	H23	H24	合計
個人に関する情報	157,011	679	1,399	615	1,620	1,872	163,196
法人等に関する情報	150,199	608	477	307	751	733	153,075
国等との協力関係情報	352						352
行政運営情報	103,243	1,220	325	38	317	358	105,501
個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報	508	152	32	5	56	398	1,151
法令秘情報	54	3	4		9	58	128
不存在	506	221	306	269	172	139	1,613
存否拒否	23	1	2	1		3	30
議会要綱	1						1
合計	411,897	2,884	2,545	1,235	2,925	3,561	425,047

(備考) 表側の項目は、情報公開条例第6条第1項の各号に規定している非公開情報ですが、これは条例の施行時に規定していたものであり、条例の改正により次のとおり変更されています。

- 1 「国等との協力関係情報」は、平成14年4月1日より削除
- 2 「行政運営情報」は、平成14年4月1日より「審議・検討情報」、「事務・事業情報」、「信頼関係情報」に分割
- 3 「個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報」は、平成14年4月1日より「公共安全情報」、「人の生命、身体等に係る情報」に分割

なお、分割された項目については、各年度ごとの推移を把握するために、条例改正前の項目により件数を掲載しています。

4 不服申立ての状況

(1) これまでの不服申立ての状況

行政文書の部分公開、非公開の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、実施機関に対してこれまで不服申立てがなされたものは107案件で、その処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

	不服申立て 案件数	処 理 状 況						備 考
		取り下げ	却下	棄却	認容	一部認容	審議中	
15年度まで	76	6		42	4	25		
16年度	2					1		
17年度	4	1			1	2		
18年度	3			2		1		
19年度	4			2	1	1		
20年度	2			1		1		
21年度	2			1		1		
22年度	3			2		1		
23年度	1							
24年度	10			3			8	
計	107	7	0	53	6	33	8	

(注) 案件数、処理状況は不服申立てがなされた年度を基準として集計しています。不服申立てに係る答申は翌年度以降になされる場合もあります。

(2) 不服申立ての処理状況

諮問 番号	不服申 立て年 月日	件 名	担 当 課 所	秋田県情報公開審査会 の審査状況			不服申立てに対 する決定等の内 容	
				諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	決 定 年月日	決定内容
100	23.12.19	秋田県総合教育センター名誉所長の学校訪問に係る講演原稿及び関係資料に関する文書の不存在による非公開決定処分に対する異議申立てに関する件	教育委員会	24. 1.11	24. 6.27	不存在による非公開決定は妥当	24. 8.1	棄却
101	24.5.15	店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書及び変更届出書の不存在による非公開決定	警察本部長	24. 6.20	25. 1.8	不存在による非公開決定	25. 1.23	棄却

		定処分に対する審査請求に関する件				定は妥当		
102	24.5.17	店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件	警察本部長	24. 6.20	25. 2.4	不存在による非公開決定は妥当	25. 2.15	棄却

5 情報公開審査会の運営状況

秋田県情報公開審査会は、情報公開条例第18条の規定に基づいて設置された知事の附属機関です。平成24年度は9回開催し、5件の諮問事案を審査し、そのうち3件について答申しています。

審査会	年 月 日	事 項
第195回	H24. 5. 9	・諮問第100号（意見陳述について）
第196回	H24. 6. 21	・諮問第100号（答申案について）
第197回	H24. 9. 10	・諮問第101号（概要説明について）、諮問第102号（概要説明について）
第198回	H24. 10. 4	・諮問第101号（意見陳述について）、諮問第102号（意見陳述について）
第199回	H24. 10. 24	・諮問第101号（答申案について）、諮問第102号（意見陳述について）、諮問第103号（概要説明について）
第200回	H24. 11. 22	・諮問第101号（答申案について）、諮問第103号（意見陳述について）
第201回	H24. 12. 20	・諮問第101号（答申案について）、諮問第102号（答申案について）、諮問第103号（答申方針について）、諮問第104号（概要説明について）
第202回	H25. 1. 24	・諮問第102号（答申案について）、諮問第103号（答申案について）、諮問第104号（概要説明について）
第203回	H25. 3. 8	・諮問第103号（答申案について）、諮問第104号（意見陳述について）

（参考）【秋田県情報公開審査会委員名簿（平成23年10月19日改選後）】

会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」副代表

☆任期（自：平成23年10月19日～至：平成25年10月18日）

6 情報提供等の状況

行政文書公開制度の発足と同時に、県政情報資料室に「情報公開総合窓口」を設置しました。総合窓口の主な業務は、行政文書公開制度に関する相談、公開請求の受付ですが、情報公開の一方の輪ともいわれる情報提供も重要な業務となっています。

ここでの情報提供は公開請求で閲覧できる行政文書ではなく、行政情報を加工、編集した行政資料などによる情報提供をいいます。

資料提供などによる情報提供は、求める情報がわかりやすい内容に整理されており、また、時間がかからないで、容易に手に入るなどの利点があります。平成9年4月には、県のホームページ「美の国秋田ネット」を作成し、インターネットによる情報提供を開始したほか、平成11年11月には、提供する情報の範囲や方法について統一的な基準を定め、積極的な情報提供が行われるよう「情報提供の総合的推進に関するガイドライン」を制定しています。今後も情報提供施策の充実に努め、情報の公開の総合的な推進を図ることとしています。

総合窓口には、情報提供の推進を図る意味から、行政資料約20,000冊（県の長期計画、各課所の業務概要、事務手引類、国勢調査などの統計資料、白書類、年報、例規集等）を配架し、自由に閲覧できるようにしています。

なお、このほか総合窓口には、実施機関が保有している行政文書の検索に必要な資料として、行政文書の簿冊目録も作成し、配架をしているほか、行政文書検索用パソコンを備え置いています。

これらの情報提供、行政資料閲覧者等の状況は次のようになっています。

区 分	昭和62年10月～平成25年3月						合 計
	～H19	H20	H21	H22	H23	H24	
情 報 提 供	件 9,976	件 923	件 857	件 738	件 654	件 619	件 13,767
資料等閲覧者数	人 71,047	人 1,771	人 1,724	人 1,054	人 929	人 928	人 77,453
資料等貸出者数	人 7,133	人 105	人 81	人 65	人 68	人 90	人 7,542
資料等貸出冊数	冊 16,362	冊 214	冊 178	冊 126	冊 115	冊 176	冊 17,171

7 これまでの取り組み状況

年 月	事 項
S55. 10	・「情報公開制度の研究に関するプロジェクトチーム」を設置
S56. 4 10	・同上プロジェクトチーム報告書を提出 ・「情報公開制度検討班」を設置 班長：総務部次長 班員：各部主管課、行政委、関係課の総務担当参事、補佐
S57. 5 ～S58. 6	・情報公開に向けて、文書管理改善の基礎資料とするため、「全庁文書実態調査」を実施
S58. 5 8 10	・情報公開制度検討班に、「法制」、「公開基準」、「文書管理システム」の3部会を置き、調査検討に入る ・情報公開の一環として「行政情報センター」を総合庁舎内に設置 ・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
S59. 5 6 7 7 8 9 9 S60. 3	・情報公開制度検討班「情報公開制度に関する調査検討報告書」を知事に提出 ・「情報公開準備委員会」を設置 委員長：総務部長 副委員長：総務部次長 班 員：各部主管課長、行政委員会、関係課長 ・職員啓発用パンフレット（検討班報告書の概要）の配布（見開き8ページ） ・地方機関の文書保管状況調査 ・職員を対象に情報公開制度に関する意識調査を実施 ・全庁を対象とする非公開文書調査 ・文書管理改善運動はじまる 第1ステップとして文書の選別・廃棄運動の実施 ・記録書庫整理完了（収蔵能力の倍増）
S60. 4 6 12 12	・文書管理改善運動の第2ステップとして文書の分類・整理運動の実施 ・文書管理改善運動の第3ステップとして文書の検索・活用運動の実施 ・情報公開準備委員会「公文書公開制度大綱試案」作成 ・情報公開懇談会設置
S61. 6 10 12 S62. 2 2 3	・情報公開懇談会小委員会設置 ・情報公開懇談会 提言書提出 ・情報公開準備委員会 幹事会「公文書公開条例大綱」作成 ・「秋田県公文書公開条例案」県議会2月定例会提出 ・県文書管理規定を制定（62年4月施行） ・「秋田県公文書公開条例」公布（秋田県条例第3号）（昭和62年10月1日施行）
S62. 4 5 6 7	・制度の実施に向け、文書広報課県政情報室を設置 ・自治研修所での職員研修実施（5月～12月まで延26回） ・行政資料の収集、管理、利用等に関する要綱を制定 ・職員向け「情報公開だより」第1号を発行

9	・知事が管理する公文書の公開等に関する規則を制定（10月1日施行）
9	・県公文書公開審査会規則を制定（10月1日施行）
9	・県公文書公開事務取扱要綱の制定（10月1日施行）
9	・情報公開事務の手引きの作成
9	・県情報公開推進委員会設置要綱作成（準備委と同一のメンバー）
9	・県民向けパンフレットを作成、配布
10	・県公文書公開条例施行（10月1日施行）
S63. 2	・職員向け「情報公開だより」第2号を発行
S63. 6	・職員向け「情報公開だより」第3号を発行
10	・職員向け「情報公開だより」第4号を発行
H元. 1	・「情報提供の手引き」の作成
3	・県民向けポスターを作成・配布
3	・行政資料目録の作成
H元. 6	・職員向け「情報公開だより」第5号を発行
7	・県民向けリーフレットを作成・配布
8	・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
H 2. 3	・行政資料目録追録の作成
3	・情報公開実施状況報告書の作成
H 2. 9	・職員向け「情報公開だより」第6号を発行
H 3. 3	・県民向けリーフレットを作成・配布
H 3. 4	・情報公開実施状況報告書の作成
8	・行政資料目録追録の作成
9	・職員向け「情報公開だより」第7号を発行
H 4. 5	・情報公開実施状況報告書の作成
6	・行政資料目録追録の作成
7	・県民向けポスターの作成・配布
11	・職員向け「情報公開だより」第8号を発行
H 5. 4	・情報公開実施状況報告書の作成
10	・職員向け「情報公開だより」第9号を発行
H 6. 5	・情報公開実施状況報告書の作成
6	・県民向けリーフレットを作成・配布
7	・行政資料目録の作成
11	・職員向け「情報公開だより」第10号を発行
H 7. 6	・行政資料目録追録Ⅰの作成
6	・情報公開実施状況報告書の作成
H 8. 7	・行政資料目録追録Ⅱの作成
H 9. 3	・情報公開実施状況報告書の作成
H10. 3	・制度周知用パンフレットの作成・配布
3	・情報公開実施状況報告書の作成
H10. 6	・秋田県議会（総務企画委員会）に対し「公開条例改正案の骨子」説明

9	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会9月定例会に提出
9	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会9月定例会で可決
10	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例の公布（平成11年4月1日施行）
10	・秋田県行政資料目録作成（10年9月版）
H11. 2	・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）
3	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・「情報公開事務の手引き」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・情報公開制度のパフレット（条例改正に伴うもの）の作成
3	・公文書公開請求書（条例改正に伴うもの）の作成
H12. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布「実施機関に議会」（平成12年4月1日施行）
H12. 12	・情報公開実施状況報告書の作成
H13. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成13年4月1日施行）
H13. 9	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会9月定例会に提出
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会9月定例会で可決
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成14年4月1日施行）
10	・情報公開実施状況報告書の作成
H14. 2	・「情報公開事務の手引き」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）
3	・情報公開制度パンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
H14. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H15. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成15年4月1日施行）
H15. 8	・情報公開実施状況報告書の作成
H15. 12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成16年4月1日施行）
H16. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H16. 12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成17年4月1日施行）
H17. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H18. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成18年4月1日施行） （刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行

	の日から施行)
H18. 8	・情報公開実施状況報告書
H19. 6 6 7	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会6月定例会に提出 ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会6月定例会で可決 ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成19年10月1日施行） （郵政民営化法等の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）の施行の日から施行）
H20. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
H20. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H21. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H22. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H23. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H24. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H25. 2 H25. 3 H25. 3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会2月定例会に提出 ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会2月定例会で可決 ・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成25年4月1日施行） （国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）の施行の日から施行）
H25. 10	・情報公開実施状況報告書の作成